

投資事業有限責任組合契約に関する法律の改正について

金融ニューズレター

2024年10月23日号

執筆者:

[本柳 祐介](#)y.motoyanagi@nishimura.com[海老原 一輝](#)k.ebihara@nishimura.com

目次

- I はじめに
- II 50%の海外投資比率規制の見直しについて
- III 投資対象事業への暗号資産の取得等の追加
- IV 投資対象事業への合同会社の持分の取得等の追加
- V 監査意見の対象の変更
- VI おわりに

I はじめに

2024年6月17日に公布された「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」により、投資事業有限責任組合契約に関する法律(以下「投有責法」といいます。)の一部が改正されることとなりました(以下「本改正」といいます。)。

主な改正内容は、①投資事業有限責任組合(以下「投有責」といいます。)が行う投資が既出資総額の50%未満に制限される外国法人の範囲の見直し(以下、かかる制限を「50%の海外投資比率規制」といいます。)、②投資対象事業への暗号資産の取得等の追加、③投資対象事業への合同会社の持分の取得等の追加及び④監査意見の対象の変更の4点です¹。

これらのうち、①、③及び④の改正については2024年9月2日に施行されており、②の改正については、法律公布日より1年以内に別途施行されることとなっています。

II 50%の海外投資比率規制の見直しについて

本改正前においては、「事業者」の定義から外国法人が除外されており、外国法人に対する投資は投有責法3条1項11号の範囲でのみ、すなわち株式等の有価証券の取得及び保有について取得価額ベースでファンドの出資総額の50%未満に限り²、許されていました(投有責法3条1項11号、改正前投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令3条)。この規制により、投有責の出資先選択の幅が制限されていました。³

これに対し、本改正後は、「本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者」が「外国法人」から除かれることになりました(投有責法2条1項括弧書き)。

¹ [投資事業有限責任組合\(LPS\)制度について \(METI/経済産業省\)](#)

² 例えば、外国法人に対する金銭債権の取得(投有責法3条1項4号)は許されていませんでした。

³ ただし、国内企業と海外企業のグローバルオープンイノベーションに関する経済産業大臣の認定を受けたファンドによる投資は、50%の海外投資比率規制の適用を除外されていました。詳細は[こちら](#)をご参照。

「外国法人」から除かれる者の範囲は会計基準上の子会社及び関連会社の範囲よりも広く、①本邦法人又は本邦人(本邦法人等)が意思決定機関を支配している場合と②本邦法人等が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合には「外国法人」から除かれることとなります。①本邦法人等が意思決定機関を支配している場合については、自ら議決権の過半数を保有する場合や一定の者の保有する議決権との合算で議決権の過半数を有する場合のみならず、一定以上の議決権保有、役員構成、契約、融資その他によって意思決定機関を支配している場合にも「外国法人」から除かれるとされています(投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令 1 条 1 項 1 号、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則 2 条)。②本邦法人等が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合についても、一定以上の議決権保有、役員構成、融資、取引関係その他の存在により「外国法人」から除かれるとされています(投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令 1 条 1 項 2 号、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則 3 条)。

外国で設立された法人であって「外国法人」から除かれたものは「事業者」に含まれることとなり、本邦法人と同様に投有責の投資事業の対象とすることができます。

本改正により、外国法人から除かれる者については株式、持分、新株予約権又は指定有価証券⁴に外国の法令に準拠するものを含むとされました(改正後投有責法 3 条 2 項、同条 1 項 1 号～3 号、6 号及び 8 号)、これは、外国で設立された法人について株式、持分、新株予約権又は指定有価証券に相当する有価証券への投資を認めるための技術的な調整となります(この調整なしでは、例えば、法令上「株式会社の発行する株式」などと規定されており、外国で設立された法人の発行する有価証券への投資はできないままとなります。)

以上のように、本改正によって、投有責による外国法人への出資の自由度が高まり、出資先選択の幅が広がることになりました。

Ⅲ 投資対象事業への暗号資産の取得等の追加

本改正前は、投有責の投資対象事業に暗号資産の取得等は含まれていませんでしたが⁵、本改正により、事業者のために発行される暗号資産の取得等が投有責の投資対象事業へ追加されました(改正後投有責法 3 条 1 項 6 号の 2、8 号及び 11 号)。この改正が施行された後は、投有責が暗号資産に投資できるようになり、Web3.0 系スタートアップへの投資の活発化が期待されます。

ただし、全ての暗号資産の取得等が投有責の投資対象事業とされるわけではなく、「事業者のために発行される暗号資産」と限定されている点については留意する必要があります。「事業者のために発行される暗号資産」に該当する範囲は必ずしも明確ではないため、慎重な検討が必要となります⁶。

なお、本改正後においても、スタートアップ等の暗号資産の発行体が投有責に対して暗号資産を売却する場合や投有責の GP(無限責任組合員)が暗号資産を売買することが暗号資産交換業に該当しないかという点にも留意が必要です⁷。

⁴ 「指定有価証券」とは、金融商品取引法 2 条 1 項各号に掲げる有価証券のうち、事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるものとされており(投有責法 3 条 1 項 3 号)、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令 2 条にて列挙されています。

⁵ 投有責によるセキュリティトークンへの投資の可否について解釈は示されてます([投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項 に規定される事業におけるセキュリティトークン等の取扱いについて](#))。

⁶ 例えば、ビットコインを「事業者のために発行される」ものというのは難しいと考えられます。

⁷ [Web3 ホワイトペーパー2024](#)

IV 投資対象事業への合同会社の持分の取得等の追加

本改正前は、投資対象事業に合同会社の持分の取得等は含まれていませんでした。しかし、機関設計の柔軟性の高さ、税制面のメリットや開示負担の小ささといった点を考慮し、合同会社という形態を選択するスタートアップも少なくないことから、本改正により合同会社の持分の取得等が投資対象事業へ追加されました(改正後投有責法 3 条 1 項 1 号及び 2 号)。これにより、合同会社の形態を選択したスタートアップに対しても、投有責を通じた資金供給が可能となりました。

なお、投有責は法人格を有しないため、投有責自体が合同会社の社員になることはできず、投有責が合同会社の持分を取得した場合、投有責の無限責任組員が投有責のために社員になることとなります。投有責の事業の目的に合同会社の運営は含まれておらず、「経営又は技術の指導」のみが含まれていますので(投有責法 3 条 1 項 8 号)、当該無限責任組員が合同会社の業務を執行する社員又は合同会社を代表する社員としてどの程度の活動ができるかは明らかではなく、慎重に検討する必要があります⁸。

V 監査意見の対象の変更

本改正前においては、投有責の無限責任組員は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書を作成し、5 年間主たる事務所に備え置かなければならないとされ、その際には、組合契約書及び公認会計士又は監査法人の意見書(業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。)を併せて備え置く必要がありました(改正前投有責法 8 条 1 項、2 項)。

本改正後は、備え置くこととされている公認会計士又は監査法人の意見書の対象が、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るものに限定されることとなり(改正後投有責法 8 条 2 項)、監査意見の対象が明確化されることとなっています。

VI おわりに

本改正は、全体として、投有責による出資先の幅を広げるものであり、海外展開を含む企業の事業振興に資するものと考えられます。

外国法人への 50%の海外投資比率規制が完全に撤廃されたわけではなく、暗号資産への投資といった点等についても不透明な部分は残るものの、投有責による投資の活発化が期待されます。

⁸ [投資事業有限責任組合に関する FAQ 集](#)(令和 6 年改訂)問 22 には、無限責任組員が合同会社の業務を執行する社員又は合同会社を代表する社員になりうることを前提とした記載があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com